

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

八峰町長 堀内満也

市町村名 (市町村コード)	八峰町 ()	
地域名 (地域内農業集落名)	埴 (埴、横内、仲村、大信田)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 12月 19日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域に農業者が111人いる中、60代以上が86人と7割以上を占めており、高齢化が著しいこと、離農等による農業者の減少により、水路等の維持管理の労力不足や未作付地の増加が懸念される。

(2) 地域における農業の将来の在り方

認定農業者が地域農家の約4割を占め、地域内には50代までの若手農業者が15名、法人も1法人おり、現在も地域の大部分の農地を集積し営農していることから若手農業者・法人を中心に担い手への農地の集積・集約を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	338 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	301 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手の営農の中心となる農地を起点に集約を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手への農地集積について担い手間や所有者との間で意向のすりあわせを行い、最終的には農地中間管理機構を活用して農地集積・集約化する。
(3)基盤整備事業への取組方針
生産効率の向上のため、農地中間管理事業を活用した基盤整備を実施し大区画化・汎用化を目指し地域内での意向を集約していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市町村やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援や生産する農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--